飯田市立病院麻酔科専門研修プログラム

1. 専門医制度の理念と専門医の使命

① 麻酔科専門医制度の理念

麻酔科専門医制度は，周術期の患者の生体管理を中心としながら，救急医療や集中治療における生体管理，種々の疾病および手術を起因とする疼痛・緩和医療などの領域において，患者の命を守り，安全で快適な医療を提供できる麻酔科専門医を育成することで，国民の健康・福祉の増進に貢献する．

② 麻酔科専門医の使命

麻酔科学とは，人間が生存し続けるために必要な呼吸器・循環器等の諸条件を整え，生体の侵襲行為である手術が可能なように管理する生体管理医学である．麻酔科専門医は，国民が安心して手術を受けられるように，手術中の麻酔管理のみならず，術前・術中・術後の患者の全身状態を良好に維持・管理するために細心の注意を払って診療を行う，患者の安全の最後の砦となる全身管理のスペシャリストである．同時に，関連分野である集中治療や緩和医療，ペインクリニック，救急医療の分野でも，生体管理学の知識と患者の全身管理の技能を生かし，国民のニーズに応じた高度医療を安全に提供する役割を担う．

2. 専門研修プログラムの概要と特徴

本専門研修プログラムでは，地域医療に特化した連携施設での研修を特徴とし，専門研修基幹施設である飯田市立病院，専門研修連携施設の伊那中央病院，佐久総合病院佐久医療センター，四国こどもとおとなの医療センター，豊橋市民病院において，専攻医が整備指針に定められた麻酔科研修カリキュラムの到達目標を達成できる教育を提供し，十分な知識・技術・態度を備えた麻酔科専門医を育成する．麻酔科専門研修プログラム全般に共通する研修内容の特徴などは別途資料**麻酔科専攻医研修マニュアル**に記されている．

3. 専門研修プログラムの運営方針

- 研修の4年間のうち2－3年間は，専門研修基幹施設で研修を行う．
- 専門研修連携施設である、伊那中央病院、佐久総合病院佐久医療センター、四国こどもとおとなの医療センター、豊橋市民病院では，それぞれ６ヶ月－1年間の研修を行う．
- 研修内容・進行状況に配慮して，プログラムに所属する全ての専攻医が経験

目標に必要な特殊麻酔症例数を達成できるように，ローテーションを構築する．

研修実施計画例

年間ローテーション表

1年目	2年目	３年目	４年目
飯田市立病院 or 伊那中央病院 or 四国こどもとおとなの医療センター or 佐久総合病院佐久医療センター or 豊橋市民病院	飯田市立病院 or 伊那中央病院 or 四国こどもとおとなの医療センター or 佐久総合病院佐久医療センター or 豊橋市民病院	飯田市立病院 or 伊那中央病院 or 四国こどもとおとなの医療センター or 佐久総合病院佐久医療センター or 豊橋市民病院	飯田市立病院 or 伊那中央病院 or 四国こどもとおとなの医療センター or 佐久総合病院佐久医療センター or 豊橋市民病院

週間予定表

飯田市立病院の例

	月	火	水	木	金	土	日
午前	手術室	手術室	手術室 or ペインクリニック・緩和医療	手術室	手術室	休み	休み
午後	手術室	手術室	手術室 or ペインクリニック・緩和医療	手術室	手術室	休み	休み

4. 研修施設の指導体制

① 専門研修基幹施設

飯田市立病院

研修プログラム統括責任者：岩澤健

専門研修指導医：岩澤健（麻酔）

原克実（麻酔・ペインクリニック）

久米文子（麻酔）

沓名慎也（麻酔）

麻酔科認定病院番号：512

特徴：地域で中心的な役割を果たす手術施設．希望者は緩和ケアチームへの参加・ペインクリニック研修可能

② 専門研修連携施設

伊那中央病院

研修実施責任者：笹尾潤一

専門研修指導医：笹尾　潤一（麻酔，ペインクリニック）
篠原　顕治（麻酔、ペインクリニック）
白鳥　徹（麻酔，集中治療）

麻酔科認定病院番号：637

特徴：地域の中核総合病院、地域がん診療連携拠点病院、救命救急センター、地域周産期母子医療センター、地域医療支援病院.

四国こどもとおとなの医療センター

研修実施責任者：多田文彦

専門研修指導医：多田文彦（麻酔・集中治療・緩和ケア）
甲藤貴子（麻酔）
山田暁大（麻酔）

麻酔科認定病院番号：1636

特徴：中讃地区で中心的な役割を果たす施設．小児・産科（帝王切開・無痛分娩）・心臓手術などが比較的多く他の様々な手術麻酔も研修可能

佐久総合病院 佐久医療センター

研修実施責任者：清水 賢一

専門研修指導医：清水賢一（麻酔）
萩原一昭（麻酔）
川真田樹人（麻酔）
後藤真也（麻酔）
室伏真里（麻酔）
山添泰佳（麻酔）

麻酔科認定病院番号：1682

特徴：地域の中核総合病院。重症例、緊急症例を含む様々な術式と幅広い年齢層の患者が多く集まり、さまざまな手術の麻酔を幅広く経験することができる．ペインクリニック、集中治療の研修が可能

豊橋市民病院
研修実施責任者：中田 純
専門研修指導医：中田 純（麻酔）
中島 基晶（麻酔）
矢野 華代（麻酔）
佐野 逸郎（麻酔）
山口 慎也（麻酔）
齋藤 公紹（麻酔）
藤田 靖明（麻酔、緩和医療）
松岡 慶（麻酔、小児麻酔）
須貝 温子（麻酔）
舟橋 秀利（麻酔、心臓麻酔）
石井菜々子（麻酔）
斗野 敦士（集中治療、救急）
麻酔科認定病院番号：707
特徴：800床を有する大規模基幹病院として、人口約74万人の東三河地域から多様な症例が集まります。重症例や希少疾患、高度な外科手術に加え、新生児を含む小児麻酔など、幅広い経験を積むことができます。
12名の専門研修指導医は多様な経歴や得意分野を持ち、丁寧な指導を行っています。ハイブリッド手術室を完備し、ダヴィンチも 2 台体制で運用しています。全室にマックグラスや BIS 、筋弛緩モニター、シリンジポンプ 6 台以上を配備しています。 7 台のエコー機器を各種神経ブロックや血管穿刺（中心静脈、動脈、小児末梢）に用いています。産科症例も多く脊椎麻酔などの手技の機会も充実しています。当直翌日の勤務免除や年間 27 日の有給休暇取得など無理のない勤務体制も整備されています。希望者は研修後半に半年間のICU専従期間を設定することが可能です。

5. 専攻医の採用と問い合わせ先

① 採用方法

専攻医に応募する者は，日本専門医機構に定められた方法により，期限までに（2026年９月ごろを予定）志望の研修プログラムに応募する．

② 問い合わせ先

本研修プログラムへの問い合わせは，飯田市立病院麻酔科専門研修プログラム website，電話，e-mail，郵送のいずれの方法でも可能である．

飯田市立病院　麻酔科 岩澤健
長野県飯田市八幡町438
TEL 0265-21-1255
E-mail　0434@ imh.jp
Website　http://www.imh.jp/

6. 麻酔科医資格取得のために研修中に修めるべき知識・技能・態度について

①　専門研修で得られる成果（アウトカム）

麻酔科領域の専門医を目指す専攻医は，4年間の専門研修を修了することで，安全で質の高い周術期医療およびその関連分野の診療を実践し，国民の健康と福祉の増進に寄与することができるようになる．具体的には，専攻医は専門研修を通じて下記の4つの資質を修得した医師となる．

１）十分な麻酔科領域，および麻酔科関連領域の専門知識と技能
２）刻々と変わる臨床現場における，適切な臨床的判断能力，問題解決能力
３）医の倫理に配慮し，診療を行う上での適切な態度，習慣
４）常に進歩する医療・医学に則して，生涯を通じて研鑽を継続する向上心

②　麻酔科専門研修の到達目標

国民に安全な周術期医療を提供できる能力を十分に備えるために，研修期間中に別途資料**「麻酔科専攻医研修マニュアル」**に定められた専門知識，専門技能，学問的姿勢，医師としての倫理性と社会性に関する到達目標を達成する．

③　麻酔科専門研修の経験目標

研修期間中に専門医としての十分な知識，技能，態度を備えるために，別途資料**「麻酔科専攻医研修マニュアル」**に定められた経験すべき疾患・病態，経験すべき診療・検査，経験すべき麻酔症例，学術活動の経験目標を達成する．

このうちの経験症例に関して，原則として研修プログラム外の施設での経験症例は算定できないが，地域医療の維持など特別の目的がある場合に限り，研修プログラム管理委員会が認めた認定病院において卒後臨床研修期間に経験した症例のうち，専門研修指導医が指導した症例に限っては，専門研修の経験症例数として数えることができる．

7. 専門研修方法

別途資料「**麻酔科専攻医研修マニュアル**」に定められた１）臨床現場での学習，２）臨床現場を離れた学習，３）自己学習により，専門医としてふさわしい水準の知識，技能，態度を修得する．

8. 専門研修中の年次毎の知識・技能・態度の修練プロセス

専攻医は研修カリキュラムに沿って，下記のように専門研修の年次毎の知識・技能・態度の到達目標を達成する．

専門研修１年目

手術麻酔に必要な基本的な手技と専門知識を修得し，ASA１～２度の患者の通常の定時手術に対して，指導医の指導の元，安全に周術期管理を行うことができる．

専門研修２年目

１年目で修得した技能，知識をさらに発展させ，全身状態の悪いASA３度の患者の周術期管理やASA１～２度の緊急手術の周術期管理を，指導医の指導のもと，安全に行うことができる．

専門研修３年目

心臓外科手術，胸部外科手術，脳神経外科手術，帝王切開手術，小児手術などを経験し，さまざまな特殊症例の周術期管理を指導医のもと，安全に行うことができる．また，ペインクリニック，集中治療，救急医療など関連領域の臨床に携わり，知識・技能を修得する．

専門研修４年目

３年目の経験をさらに発展させ，さまざまな症例の周術期管理を安全に行うことができる．基本的にトラブルのない症例は一人で周術期管理ができるが，難易度の高い症例，緊急時などは適切に上級医をコールして，患者の安全を守ることができる．

9. 専門研修の評価（自己評価と他者評価）

① 形成的評価

- 研修実績記録：専攻医は毎研修年次末に，**専攻医研修実績記録フォーマット**を用いて自らの研修実績を記録する．研修実績記録は各施設の専門研修指導医に渡される．
- 専門研修指導医による評価とフィードバック：研修実績記録に基づき，専門研修指導医は各専攻医の年次ごとの知識・技能・適切な態度の修得状況を形成的評価

し，**研修実績および到達度評価表**，**指導記録フォーマット**によるフィードバックを行う．研修プログラム管理委員会は，各施設における全専攻医の評価を年次ごとに集計し，専攻医の次年次以降の研修内容に反映させる．

② 総括的評価

研修プログラム管理委員会において，専門研修４年次の最終月に，**専攻医研修実績フォーマット**，**研修実績および到達度評価表**，**指導記録フォーマット**をもとに，研修カリキュラムに示されている評価項目と評価基準に基づいて，各専攻医が専門医にふさわしい①専門知識，②専門技能，③医師として備えるべき学問的姿勢，倫理性，社会性，適性等を修得したかを総合的に評価し，専門研修プログラムを修了するのに相応しい水準に達しているかを判定する．

10. 専門研修プログラムの修了要件

各専攻医が研修カリキュラムに定めた到達目標，経験すべき症例数を達成し，知識，技能，態度が専門医にふさわしい水準にあるかどうかが修了要件である．各施設の研修実施責任者が集まる研修プログラム管理委員会において，研修期間中に行われた形成的評価，総括的評価を元に修了判定が行われる．

11. 専攻医による専門研修指導医および研修プログラムに対する評価

専攻医は，毎年次末に専門研修指導医および研修プログラムに対する評価を行い，研修プログラム管理委員会に提出する．評価を行ったことで，専攻医が不利益を被らないように，研修プログラム統括責任者は，専攻医個人を特定できないような配慮を行う義務がある．

研修プログラム統括管理者は，この評価に基づいて，すべての所属する専攻医に対する適切な研修を担保するために，自律的に研修プログラムの改善を行う義務を有する．

12. 専門研修の休止・中断，研修プログラムの移動

① 専門研修の休止

- 専攻医本人の申し出に基づき，研修プログラム管理委員会が判断を行う．
- 出産あるいは疾病などに伴う６ヶ月以内の休止は 1 回までは研修期間に含まれる．
- 妊娠・出産・育児・介護・長期療養・留学・大学院進学など正当な理由がある場合は，連続して 2 年迄休止を認めることとする．休止期間は研修期間に含まれない．研修プログラムの休止回数に制限はなく，休止期間が連続して 2 年を越えていなければ，それまでの研修期間はすべて認められ，通算して 4 年の研修期間を満たせばプログラムを修了したものとみなす．
- 2 年を越えて研修プログラムを休止した場合は，それまでの研修期間は認められな

い．ただし，地域枠コースを卒業し医師免許を取得した者については，卒後に課せられた義務を果たすために特例扱いとし 2 年以上の休止を認める．

② 専門研修の中断

- 専攻医が専門研修を中断する場合は，研修プログラム管理委員会を通じて日本専門医機構の麻酔科領域研修委員会へ通知をする．
- 専門研修の中断については，専攻医が臨床研修を継続することが困難であると判断した場合，研修プログラム管理委員会から専攻医に対し専門研修の中断を勧告できる．

③ 研修プログラムの移動

- 専攻医は，やむを得ない場合，研修期間中に研修プログラムを移動することができる．その際は移動元，移動先双方の研修プログラム管理委員会を通じて，日本専門医機構の麻酔科領域研修委員会の承認を得る必要がある．麻酔科領域研修委員会は移動をしても当該専攻医が到達目標の達成が見込まれる場合にのみ移動を認める．

13. 地域医療への対応

本研修プログラムの連携施設には，地域医療の中核病院としての伊那中央病院、佐久総合病院佐久医療センター，四国こどもとおとなの医療センターなどの連携施設が入っている．医療資源の少ない地域においても安全な手術の施行に際し，適切な知識と技量に裏付けられた麻酔診療の実施は必要不可欠であるため，専攻医は，大病院だけでなく，地域での中小規模の研修連携施設においても一定の期間は麻酔研修を行い，当該地域における麻酔診療のニーズを理解する．

14.専攻医の就業環境の整備機能（労務管理）

研修期間中に常勤として在籍する研修施設の就業規則に基づき就業することとなります．専攻医の就業環境に関して，各研修施設は労働基準法や医療法を順守することを原則とします．プログラム統括責任者および各施設の研修責任者は専攻医の適切な労働環境（設備，労働時間，当直回数，勤務条件，給与なども含む）の整備に努めるとともに、心身の健康維持に配慮します．

年次評価を行う際，専攻医および専門研修指導医は研修施設に対する評価（Evaluation）も行い，その内容を専門研修プログラム管理委員会に報告する． 就業環境に改善が必要であると判断した場合には、当該施設の施設長、研修責任者に文書で通達・指導します．